

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者指定辞退届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年10月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 辞退業者名

京都市南区壬生通八条下る東寺町542番地

有限会社 東寺水道工業所

代表取締役 西川 和枝

2 辞退届出年月日

平成26年10月8日

(上下水道局下水道部管理課)